

令和7年第9回辰野町議会定例会会議録（1日目）

1. 招集告示年月日 令和7年11月25日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 令和7年12月1日 午前10時00分
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名

1番	樋口博美	2番	林政美
3番	牛丸圭也	4番	吉澤光雄
5番	古村幹夫	6番	松澤千代子
7番	栗林俊彦	8番	高木智香
9番	小澤睦美	10番	本田光陽
11番	向山光	12番	小林テル子
13番	津谷彰	14番	舟橋秀仁

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第2号 辰野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第3号 辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第4号 辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第5号 辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第6号 辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第7号 辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第8号 令和7年度辰野町一般会計補正予算（9号）
- 日程第11 議案第9号 令和7年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第10号 令和7年度辰野町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第11号 令和7年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第12号 令和7年度町立辰野病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第13号 令和7年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第14号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 請願・陳情等について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	教育長	宮 澤 和 徳
総務課長	三 浦 秀 治	まちづくり政策課長	高 津 稔
D X ・ 地方創生担当課長	赤 羽 謙 一	住民税務課長	桑 原 高 広
保健福祉課長	矢 島 秀 教	子育て応援課長	高 倉 健一郎
産業振興課長	丸 山 貴 之	商工観光担当課長	菅 沼 隆 之
建設水道課長	熊 谷 健 司	会計管理者	上 島 淑 恵
学校支援課長	竹 村 智 博	学びの支援課長	福 島 永
辰野病院事務長	桑 原 さゆり		

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	菅 沼 由 紀
議会事務局庶務係長	原 梢

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席	第 11 番	向 山 光
議席	第 12 番	小 林 テル子

10. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 9 回辰野町議会 12 月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが文書報告とし、お手元に配付してありますので後ほどご覧いただきたいと思います。続いて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。第 9 回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

皆さんおはようございます。本日ここに第 9 回辰野町議会 12 月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には師走を迎え大変お忙しいところ、ご出席を賜り感謝申し上げます。先月 26 日に報道発表しました町職員による空き家バンクに関する不正行為につきましては、議員各位をはじめ関係各所に多大なるご迷惑とご心配を

おかけしましたことに対しまして、深くお詫び申し上げます。町では事件の重大さを認識し、早急に顧問弁護士に調査依頼し、伊那警察署に被害申告を行い現在、警察の捜査に全面的に協力をいたしているところであります。空き家バンク制度は、町の移住定住施策の根幹をなす制度として、多くの皆さんに利用していただいております。制度の利便性や信頼性について利用者様より高い評価をいただいております。今回の不正行為を受けて制度への信頼を大きく損ねることとなり、利用いただいた皆様また制度を支えてくださった事業者の皆様に対し、大変申し訳なく思っているところであります。不正に至ってしまった原因を十分に分析し、内容を改め再発防止と信頼回復に全力で取り組んでまいります。また、本件に関する処分を行い、併せて職員の研修と二度とこのようなことがないように、再発防止策に取り組んでまいりたいと考えております。さて今定例会にご提案申し上げます議案は、条例の一部改正7件、一般会計などの補正予算が6件、公の施設の指定管理者の指定1件合わせて14議案であります。なお最終日に、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の1件と、関連する一般会計補正予算1件を追加議案として提案させていただく予定でありますので、よろしくお願いたします。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案可決くださいますようお願い申し上げます、定例会招集にあたっての挨拶といたします。よろしくどうぞお願いたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議席11番、向山光議員、議席12番、小林テル子議員を指名いたします。日程第2、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長より委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（樋口）

皆さんおはようございます。去る11月27日議会運営委員会を開催し、令和7年第9回辰野町議会12月定例会の会期並びに審議日程について、協議をいたしましたのでその結果についてご報告いたします。11月25日、辰野町告示第77号による辰野町長より、12月定例会を12月1日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと、12月定例会の会期並びに審議日程など議会運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会議日程(案)並びに協議内

容の詳細につきましては、お手元に配付した会期日程(案)のとおりですので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決めるにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から12月16日までの16日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第1号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。本議案は令和7年8月7日になされました令和7年人事院勧告を受け、職員の給与手当等の改正を行うものでございます。人事院勧告後の給与表につきましては、原議の2ページから20ページに記載がございます。手当の改正につきまして、新旧対照表の1ページをご覧ください。議案の第1条は、令和7年4月1日施行のものであります。第23条は、人事院勧告により辰野病院の宿日直手当の金額をそれぞれ改正するものでございます。2ページ以降は、期末勤勉手当の年間支給月数を人事院勧告に準じ、0.05月分引き上げ、4.60月から4.65月に改正する内容になります。2ページをご覧ください。第26条第1項は、一般職の令和7年度分の期末手当の支給月数を年間2.525にするため、12月期で月数を調整して支給する旨の改正であります。第2項は同様に定年前再任用短時間勤務職員に係る改正であります。3ページをご覧ください。第29条の1号は一般職の令和7年度分の勤勉手当の支給月数を年間2.125にするため、12月期で月数を調整して支給する旨の改正であります。第2号は、同様に定年前再任用短時間勤務職員に係る改正であります。4ページをご覧ください。第2条は令和8年4月1日施行の改正であります。第26条は、一般職の令和8年度分の期末手当の支給月数について、第1条の令和7年4月1日に適用で改正したものを、令和8年同様の月数で改正するものであり

ます。第2項は、同様に定年前再任用短時間勤務職員に係る改正であります。5ページをご覧ください。第29条第1号は一般職の令和8年度分の勤勉手当について第1条の令和7年4月1日に適用で改正したものを、令和8年度用の月数に改正するものであります。第2号は、同様に定年前再任用短時間勤務の職員に係る改正であります。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第1号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。議案第1号は総務産業常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第4、議案第2号、辰野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第2号、辰野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。地方公共団体情報システムの標準化に伴い、「住登外者宛名番号管理機能」を用いた事務については、個人番号の独自利用を行う事務に該当し、条例に規定する必要があるため、条例の一部を改正するものであります。新旧対照表1ページをご覧ください。第4条4項は町長または教育委員会は法別表の各項の下欄に掲げる事務を処理するために、必要な限度で「住登外者宛名番号管理機能」による住登外者の情報に関する情報を利用できる旨追加するものであります。第5条は項番号のずれの修正であります。2ページ以降は町長、

または教育委員が「住登外者宛名番号管理機能」による住登外者の情報の管理に関する事務を明記し追加したもので、以降 11 ページまで各事務において住登外宛名情報を取り扱うため、それぞれ追加するものであります。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 2 号、辰野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。日程第 5、議案第 3 号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 3 号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。この条例改正は町が保有する地番図データについて、地図情報システムへ利用するファイル形式を交付する手数料 500 円を新設するため、また国の公開手数料をもとに、地番図等及び航空写真を画像データにて交付する手数料を 1 枚分あたり 500 円から 400 円へ減額し、全町一式では 20 万円から 6 万円へ減額するため、並びに航空写真をカラーで紙にて交付する手数料を 1,000 円から 350 円へ減額するための改正です。これは官民データ活用推進基本法により、国、地方公共団体、事業者が保有する官民データの容易な利用等についての規定をふまえ、公共データの公開及び活用に取り組む基本指針が定められ、無償提供を原則とし有償の場合は手数料を見直し安価な提供が勧奨されたこと、また地図情報システムへ利用するファイル形式の要望が増加しており、一律となっている全町一式の現行手数料にて、事業者が取得を断念する等の事案があり、容易に利用等ができる指針に適用してい

ないことをふまえたものとなります。施行日は令和8年1月1日からとなります。以上提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願いいたします。

○議長

議案第3号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございいますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。議案第3号は総務産業常任委員会に付託することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第3号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第6、議案第4号、辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第5号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○子育て応援課長

議案第4号、辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。児童福祉法の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものです。改正の内容は、第13条において児童福祉法等の改正に伴い、当該改正箇所の条項を引用している条文があるため改正を行うものです。児童福祉法等の改正により、保育所等の職員による虐待について、虐待通報義務、自治体が行った措置に係る児童福祉審議会への報告、都道府県による虐待の状況等の公表に関する規定が新たに設けられます。これに伴い、被措置児童等虐待を定義する児童福祉法の条文に項が追加されるため、本法の条文を引用する町の条例にこれを反映します。第18条につきましても、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準において、当該改正に準拠した内容に

改めるため改正を行うものです。家庭的保育事業者等は、利用開始時に健康診断を行わなければなりません。現在の規定では児童相談所等において行う乳幼児の利用開始時の健康診断の内容が、実施すべき健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、当該の健康診断を行わないことができることになっています。このたびの改正により、町が行う母子保健法に基づく乳幼児健康診査の内容が、実施すべき健康診断全部または一部に相当すると認められる場合においても同様に、当該健康診断の全部または一部を行わないことができることとするものです。なお、町内には現在家庭的保育事業を実施している事業者はございません。この条例は公布の日から施行します。続きまして議案第 5 号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。児童福祉法等の改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準において、当該改正箇所の条項を引用している条文があるため改正を行うものです。改正内容につきましては議案第 4 号と同様であります。児童福祉法等の改正により保育所等の職員による虐待について、虐待通報義務、自治体が行った措置に係る児童福祉審議会への報告、都道府県による虐待の状況等の公表に関する規定が新たに設けられます。これに伴い被措置児童等虐待を定義する児童福祉法の条文に項が追加されるため、本条文を引用する町の条例にこれを反映します。また、幼保連携型認定こども園や幼稚園は、認定こども園法において入園児虐待の防止に係る規定が創設され、児童福祉法における被措置児童等虐待と同様の虐待防止措置が講じられます。この条例は公布の日から施行しますが、改正部分は令和 7 年 10 月 1 日から適用します。以上、それぞれの議案について、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 4 号、辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 意義なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。次に、議案第5号、辰野町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。日程第8、議案第6号、辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について、日程第9、議案第7号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第6号、辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。令和7年4月22日付、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長通知に伴い、災害その他非常の場合における給水装置工事を円滑に実施するため、条例の一部を改正するものです。新旧対照表の1ページをご覧ください。第7条第1項に「ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長等又は他の市町村長等が同項の指定をした者に給水装置工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りではない」を追加する。この条例は公布の日から施行する。続きまして、議案第7号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。令和7年4月22日付、国土交通省水管理・国土保全局上下水道企画課長通知に伴い、災害その他非常の場合における排水設備工事を円滑に実施するため、条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表の1ページをご覧ください。第8条第1項に次のただし書きを加えます。「ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長等の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない」また、第8条第2項中に「前項」の次に「本文」を加えます。この条例は公布日から施行する。以上、それぞれの議案について、提案申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。はじめに、議案第 6 号、辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 6 号は原案のとおり可決されました。次に議案第 7 号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 7 号は原案のとおり可決されました。日程第 10、議案第 8 号、令和 7 年度辰野町一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和 7 年度辰野町一般会計補正予算（第 9 号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、一般職の人事院勧告と人事異動による人件費の調整、公立病院食材料費高騰支援金また非常通報装置設置工事、辰野町商工業誘致及び振興補助金、用地等購入費、除雪業務委託料、町道等補修工事等を追加するものであります。補正総額は 8,498 万 4,000 円の追加で、予算総額は 108 億 969 万 9,000 円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと歳入につきましては分担金及び負担金、県支出金、財産収入、繰越金の追加であります。歳出につきましては議会費で、人事院勧告と人事異動による人件費の調整です。総務費では消耗品費、郵送料、令和 6 年度子ども・子育て支援事業費補助金の精算等による町税等過誤納還付金、情報通信網道路占有申請に必要な資料の作成業務委託料、子ども・子育て支援金制度創設に関するシステム改修に係る自治振興組合負担金、公立病院食材料費高騰支援金、最低賃金改定に伴う国勢調査員報酬等の追加、配布数確定によるデジタルギフト配布業務委託料の減額であります。民生費で辰野町介護

保険特別会計の人件費補正に伴う繰出金の調整、病児・病後児保育施設におけるユニフォームクリーニング代、サービスが終了する地域情報告知システムに変わり警察へ緊急通報する非常通報装置設置工事等の追加であります。衛生費で带状疱疹ワクチン接種費用助成金、生ごみ処理機設置補助金、U-39 健診業務委託料の追加であります。農林水産業費でかやぶきの館水源用水管の修繕料、松枯損木処理業務委託料、宮木楡沢地区のクマ対策として緩衝帯整備業務委託料、今年、契約満了となる9部落県行造林分収林購入に係る経費の追加であります。商工費で辰野町商工業誘致及び振興補助金、辰野町観光パンフレット印刷製本費の追加です。土木費では、土地開発公社が所有している用地等の購入費、除雪委託料、町道等補修工事、町道等補修材料等の追加であります。教育費で光熱水費、川島小学校の玄関や貸出教室等の鍵の修繕、今年美術館で開催された高橋浩規展でこの特別展のために制作された作品「辰野の蛸模様」の購入費、発掘調査に使用するトータルステーションの購入費等の追加であります。災害復旧費で8月下旬の大雨で被災した林道赤坂線の重機等借上料、伝兵衛井水路の災害復旧工事に伴う仮設ポンプの使用料の追加であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第11、議案第9号、令和7年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第9号、令和7年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を説明申し上げます。今回の補正内容につきましては、固定資産除却に伴う長期前受金戻入及び資産減耗費の増額、令和7年8月7日になされた本年の人事院勧告を受け、職員給与手当等の改正、賞与及び法定福利費引当金繰入金の増額、修繕費の増額、企業債利息の増額を行うものです。1ページをご覧ください。収益的収入及び支出について収入4億5,859万円、支出4億7,588万円とするものです。3ページをご覧ください。収益的収入及び支出について、収入1款、上水道事業収益の2項営業外収益、5目長期前受金戻入を451万5,000円増額するものです。支出1款、上水道事業費の1項営業費用、1目原水及び浄水費428万6,000円、2目配水及び給水費8

万 8,000 円、5 目総係費 124 万 8,000 円、7 目資産減耗費 304 万 6,000 円をそれぞれ増額するものです。また、2 款簡易水道事業費の 1 項営業費用、2 目配水及び給水費 70 万円、2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費 35 万 6,000 円をそれぞれ増額するものです。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し最終日採決として議事を進行いたします。日程第 12、議案第 10 号、令和 7 年度辰野町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 10 号、辰野町令和 7 年度辰野町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を説明申し上げます。令和 7 年 8 月 7 日になされた本年の人事院勧告を受け、職員の給与手当等の改正と企業債利息を追加するものです。1 ページをご覧ください。収益的収入及び支出です。総額の変更はございません。資本的収入及び支出です。支出を 39 万 3,000 円を追加し、6 億 8,639 万 4,000 円に改めるものです。3 ページをご覧ください。収益的収入及び支出では、下水道事業費用支出の 1 項営業費用の 2 目処理場費 25 万 7,000 円、5 目総係費 434 万 8,000 円を追加し、2 目資産減耗費 637 万 7,000 円減額するものです。2 項営業外費用の 1 目支払利息及び企業債取扱諸費を 177 万 2,000 円追加するものです。資本的収入及び支出では、下水道事業資本的支出の 1 項、建設改良費の 4 目事務費 39 万 3,000 円を増額するものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願いいたします。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 13、議案第 11 号、令和 7 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 11 号、令和 7 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の提案理由を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,177 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 18 億 2,156 万 2,000 円とするものです。内容につきましては 6 ページをご覧ください。歳入です。国庫

支出金について、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を 5,000 円増額するものです。次に繰入金について、基金からの繰入金を 304 万円増額するものです。次に、雑入について国民健康保険団体連合会からの前年度の保険給付費等交付金普通交付金概算払い分の精算金により、873 万 2,000 円増額するものです。続きまして歳出です。7 ページをご覧ください。総務費について、先の国庫支出金分を財源組替により 5,000 円減額するものです。次に諸支出金について、一般被保険者保険税還付金の償還金、利子及び割引料を、資格喪失に伴う被保険者への遡及還付のため 100 万円増額するものです。また、県支出金償還金について、前年度の保険給付費等交付金普通交付金の再確定に伴い、1,291 万 4,000 円増額するものです。予備費について、213 万 7,000 円減額するものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 14、議案第 12 号、令和 7 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第 12 号、令和 7 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 1 号）について提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、病院事業債の借入、国庫補助金確定による増額、人事院勧告による給与費の増額、医療備品増額の補正が主なものです。1 ページをご覧ください。はじめに第 2 条病院事業債の借り入れについてご説明申し上げます。公立病院の経営は、令和 6 年度決算で約 9 割が赤字決算となり、経営環境が大変厳しい状況となっております。このような背景をふまえ令和 7 年度から 9 年度の間、新たに病院事業債経営改善推進事業が創設されました。当院においても今年度電子カルテ更新費用の支払いがあり、年度末の資金繰りの調整のため病院事業債 1 億 3,000 万円を活用することといたしました。令和 8 年 3 月の起債借入協議申請時までには予算措置が必要なため、今回補正をさせていただくものでございます。公営企業の経理では 3 条予算の支出に要する資金として、企業債を起こす場合は 4 条予算に計上せず、3 条予算になお書きすることとなっておりますので、辰野病院事業会計予算第 3 条本文に「なお、運転資金にあてるため、病院事業債（経営改善推進事業）1 億 3,000 万を借り入れる。」を加えるものでございます。また、第 4 条の予算第 4 条

の次に第5条として企業債の表を加え、起債限度額を1億3,000万円とするものがございます。第2条の収益的収入につきましては、149万1,000円を増額し、総額を22億9,611万4,000円とするものです。また、収益的支出につきましては、3,690万円を増額し、総額24億3,283万8,000円とするものです。続いて、第3条資本的支出につきましては、建設改良費を1,000万円増額、総額を1億5,678万1,000円とし、不足する額を1億3,035万1,000円に改めるものがございます。詳細につきましては6ページをご覧ください。病院事業収益の補助金につきましては、オンライン資格確認補助金、マイナ保険証利用促進助成金の金額確定による増額でございます。公立病院食材料費高騰支援金につきましては、町からの地方創生臨時交付金でございます。7ページをご覧ください。病院事業費用の医業費用、訪問看護事業費用については、人事院勧告及び職員の異動などによる給与費の補正でございます。居宅介護支援事業費用については、人事院勧告による給与費の補正でございます。8ページをご覧ください。資本的支出の医療備品につきましては、錠剤一包化監査支援システムなど薬剤関係システムの補正でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第15、議案第13号、令和7年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第13号、令和7年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ242万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,531万円とするものです。内訳につきましては、6ページをご覧ください。歳入の国庫支出金、県支出金、繰入金につきましては、この後説明いたします歳出の人件費増額に伴い、国、県、町が負担すべき金額をそれぞれ財源負担割合に応じて調整するものがございます。7ページをご覧ください。歳出でございますが、職員の人事異動と人事院勧告に伴う給料等の調整により、一般管理費を230万8,000円増額し、包括的支援事業任意事業費を615万1,000円減額するものがございます。8ページの予備費は141万5,000円増額するものがございます。以上、提案理

由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 16、議案第 14 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 14 号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。令和 8 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了する湯にいくセンター、しだれ栗森林公園、地域活性化センター、ほたるの里世代間交流センターの 4 施設について指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2、第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。湯にいくセンター、しだれ栗森林公園、辰野町地域活性化センターの 3 施設の指定管理者選定にあたっては、辰野町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 2 条に基づき、9 月 1 日から 9 月 30 日まで公募をしたところ、湯にいくセンター、しだれ栗森林公園については 2 社、地域活性化センターについては 1 社より応募があり、書類審査を経て庁内職員で構成する選定委員会 7 名と、外部の識見を有する方で構成する選定審査会 5 名により、11 月 6 日と 11 月 13 日に合同委員会を開催し、候補者の選定決定をしたものであります。その結果、湯にいくセンター、しだれ栗森林公園については、現在の指定管理者である、東京都北区王子 3-19-7、株式会社サンアメニティを選定しました。指定期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。また、地域活性化センターについても、現在の指定管理者である辰野町中央 58 番地、有限会社共和堂を選定しました。指定期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間であります。4 番目のほたるの里世代間交流センターについては、現在の指定管理者である辰野町大字伊那富 2681 番地 1、社会福祉法人辰野町社会福祉協議会を指定手続き等に関する条例第 5 条に基づき、設置の目的を最も効果的に達成できるものと認め、公募によらない候補者として選定したもので、指定期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。なお、指定管理料については、議決後の協定書の協議で決定いたしますが、3 施設の 8 年度の指定管理料は湯にいくセンターが 3,740 万 9,000 円、しだれ栗森林公園が 600 万円、地域活性化センターが 500 万円、ほたるの里世代間交流センターが 486 万 7,000 円の提案でありまし

た。なお、お手元に選定審査会及び選定委員会の付帯意見書を配付させていただきましたのでお目通しください。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 14 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございしますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。議案第 14 号は総務産業常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 14 号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 17、請願・陳情等についてを議題といたします。請願・陳情等については、あらかじめ文書表を配付してあります。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表 朗読)

○議 長

以上、陳情 2 件については、福祉教育常任委員会へ付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、文書表のとおり福祉教育常任委員会へ付託することに決しました。以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日の会議は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

11. 散会の時期

12 月 1 日 午前 10 時 55 分 散会